

## 8 酒 税

### 統計表を見る方のために

統計表の構成や順序はほぼ前年に準じており、収録されている計数は従来のもものと継続して利用することができる。

#### 1 利用上の注意

これらの統計表は、平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までの間に製造場から移出された酒類の課税事績及び平成 17 年 3 月 31 日の調査時点における事績を示したものである。

#### 2 用語の説明

特定税率適用とは、酒税法第 22 条第 2 項（アルコール分が 13 度未満のもの（発泡性を有するものに限る。）に対する税率）適用のものをいう。

酒税法第 30 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項とは、酒類製造者がその製造場から移出した酒類を当該製造場に戻し入れた場合の酒税額の控除等をいう。

課税数量とは、税額決定の基礎となるべき酒類の数量をいう。

未納税移出とは、製造場から移出するとき酒税の免除を受けて移出することをいう。

酒母とは、①酵母で含糖物質を発酵させることができるもの、②酵母を培養したもので、含糖質物を発酵させることができるもの、③これにこうじを混和したものをいう。

もろみとは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもので、こす又は蒸留する前のものをいう。

媒介業とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介することをいう。ただし、営利を目的とするか否かは問わない。

代理業とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することをいう。ただし、営利を目的とするか否かは問わない。

販売（消費）数量とは、酒類小売業者の販売数量のほか、酒類製造者及び酒類卸売業者の消費者への直売数量を含めた数量をいう。

製成数量とは、酒類の生産数量をいう。